

授産施設設置に関する意見書

景気の回復がおくれる中、真っ先にそのあおりを受けるのは弱者である障害者であり、その中でも知的障害者を取り巻く状況は深刻であります。当市においても、市立養護学校高等部から来春初めての卒業生を送り出そうとしておりますが、一般企業に雇用されることが困難な卒業生の受け入れ先である通所授産施設は少なく、卒業後の行く先がないのが現実であります。

「社会参加と自立」を目標に学校教育を受けたにもかかわらず、ここで中断されることは、本人や保護者の希望を断ち切ることになり、その結果、在宅になることは、地域や社会との結びつきを希薄にし、精神的、身体的にも負担が大きくなります。

よって、県当局におかれては、障害者の社会参加と自立のため、市立養護学校卒業生の希望者全員が通所できる新規の授産施設を早期に設置されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年9月21日

(提出先)新潟県知事